

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 給与所得控除の上限引下げの削除等

給与所得控除の上限を引き下げることとする改正規定等を削ること。

(所得税法第 28 条等関係)

第二 復興特別法人税の廃止の削除等

復興特別法人税における課税事業年度等の判定の基礎となる指定期間を平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとすることとする改正規定等を削ること。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 40 条等関係)

第三 税制に関する諸施策に関する措置

1 給与所得控除に関する措置

政府は、給与所得者の実額控除の機会拡大が図られるよう、平成 27 年 3 月 31 日までに、給与所得者の必要経費の実態を踏まえつつ、その年中の給与等の収入金額が高額である場合における給与所得控除額を引き下げ、並びに給与所得者の特定支出の控除の特例に係る適用判定の基準を緩和し、及びその控除対象の範囲を拡大するため必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

(附則第 166 条関係)

2 車体課税に関する措置

- (1) 政府は、自動車の取得に関し消費税(地方消費税を含む。3 及び 4 において同じ。)とともに自動車取得税が課される等自動車の取得等に係る国民の税負担が重く、かつ、その税負担が我が国の基幹的な産業である自動車製造業、自動車販売業等に重大な影響を与えており、自動車が交通手段として国民一般に普及している現状においては、消費税率(地方消費税率を含む。)の引上げがこれらを一層増大させることになること等により国民生活及び我が国の経済に及

ばす影響が大きいことに鑑み、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下（1）において同じ。）について、平成 27 年 3 月 31 日までに、次に掲げる措置を実施するため必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- ① 自動車取得税を廃止すること。
- ② 租税特別措置法第 90 条の 11 から第 90 条の 11 の 3 までに規定する自動車重量税率の特例を廃止すること。
- ③ 車体課税（自動車取得税の課税を除く。）の更なる簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の軽減に資するための施策をいう。）を図ること。

- (2) 政府は、(1) の法制上の措置を講ずるに当たっては、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずるものとする。

（附則第 167 条関係）

3 消費税の逆進性を緩和するための施策に関する措置

政府は、消費税の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が高くなる傾向にあることをいう。）を緩和する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除、複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、税制抜本改革法第 3 条の規定（消費税率の 10% への引上げ）の施行の日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることにより、同条の規定による改正後の消費税法の円滑な施行を確保するものとする。

（附則第 168 条関係）

4 医療、介護等に係る消費税の課税の在り方に関する措置

政府は、医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成 27 年 3 月 31 日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（附則第 169 条関係）